



①「メンテナンス」情報・車の地デジ化進んでいますか!?



車の地デジ化進んでいますか!?

皆様ご存知だと思いますが、この7月24日でテレビのアナログ放送が終了します。

車のナビにテレビが付いている場合もアナログ放送は映らなくなります。



最近「カーナビのテレビがアナログ放送にしか対応していないのですが、どうすれば地上デジタル放送を見られるようになりますか?」とお客様からよく質問されます。

地上デジタル放送を視聴するには、地上デジタル放送対応のカーナビへの買換えのほか、カーナビ用の地上デジタルチューナー製品をお持ちのアナログチューナー搭載のカーナビに取り付けていただく方法もあります。多くのカーナビのメーカーが、このような地上デジタル放送を視聴可能にするためのカーナビ用のチューナー製品を発売しており、カー用品店等で購入、取り付けができます。もちろんMAK各店でもOKです!

チューナーのみ取付ける場合は、ワンセグタイプ(主に携帯電話用のため、カーテレビでは画像が粗く少し見難い)なら1万円前後でありますし、12セグ(フルセグ、家庭用の地デジと同じ)の場合でも2万円~4万円ぐらいであります。(いずれも純正以外のメーカーの場合で工賃別)

詳しくは、お気軽にお問合せ下さい。

②「季節」情報・季節は巡り、そして夏に向かうおいしい!



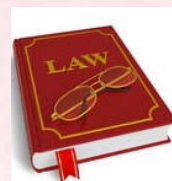
我が家では、夏野菜のみ家庭菜園を楽しんでいます、そこで2年前に苗から育てたゴーヤがその年、沢山収穫出来ました。

その結果最後に生ったゴーヤは放置され緑が黄色になり中から真っ赤な種が土の上に落ちていました、気にすることなく土を耕し放置していたのです。

それが昨年、自然に芽が出てきて収穫にありつけました。

何と今年も芽が出てきました!! 植物は強い! 生きてます!

ちなみに、5号でお伝えした梅は、いい実がなってきました~春になって色々な植物や野菜が、目や口を楽しませてくれる季節となりました。

③「お役立ち」情報・ひと口 法律メモ
「小売業を営む店舗の生存権?」

大型店舗が出店したため近くの商店街で小売業を営む店主が経営難に陥りました。そこでこの店主が憲法25条の生存権を侵害されたと主張することはできるでしょうか。このような場合、憲法25条の生存権侵害を主張することはできません。生存権は憲法で規定する他の人権とのように人間が生まれながらにもっている権利ではなく国家が資本主義のひずみを是正するため後発的に認められた権利といわれています。

従って判例上、具体的には生活保護法が国民の最低限の生活を保障できるか否かという形でのみ争われます。

よって店主は生存権侵害を主張することはできないのです。



MAK通信 発行責任

松山自動車 代表 松山正

大阪府堺市南区畑286-5 TEL 0120-234-028

アクティブ車体 代表取締役 坂本浩司

大阪府堺市西区菱木1-2242 TEL 0120-745-155

KY自動車 代表取締役 内田肇

大阪府泉大津市我孫子182 TEL0725-21-5291

